

長崎女子短期大学における公的研究費の運営・管理に関する行動規範

令和7年4月1日改定

この行動規範は、長崎女子短期大学（以下「本学」という。）における公的資金を用いた研究活動を実施するうえで、本学教職員としての取組の指針を明らかにするものである。

1. 教職員は、研究機関が管理する公的研究費が国民の税金等で賄われていることを認識し、効率かつ公正に使用するとともに、これを厳正に管理しなければならない。
2. 教職員は、公的研究費の使用に当たり、関係法令・通知及び本学が定める規程等、並びにルールを遵守するとともに、説明責任を果たすものとして行動しなければならない。
3. 公的研究費を取り扱う教職員は、コンプライアンス教育を受講し、公的研究費の適正な使用に関する誓約書を学長に提出するものとする。
4. 教職員は、研究活動において、捏造、改ざん、盗用、不正使用等の不正行為を行ってはならない。
5. 教職員は、相互の理解と緊密な連携を図り、公的研究費の適正な執行管理を行い、不正行為を未然に防止するよう努めなければならない。
6. 教職員は、公的研究費の使用にあたり、取引業者との関係において社会からの疑惑や不信を招くことがないように行動しなければならない。
7. 教職員は、公的研究費の不正行為が行われた場合は、その是正に努めなければならない。また、不正行為があることを知り得た場合は、速やかに通報窓口に通報しなければならない。
8. 教職員は、公的研究費の不正行為に関する調査が行われた場合は、調査に協力しなければならない。
9. 本学の調査委員会によって、公的研究費の不正行為が認定され、教職員の関与が認定された場合は、本学は、該当教職員に対し、学校法人鶴鳴学園就業規則に則り、処分を行う。